

## 福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成25年1月28日 午前 9時00分 開会 午前12時03分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	委員長 竹内恵美子議員 副委員長 鈴木京子議員 二宮加寿子議員 三澤龍夫議員 吉川重雄議員 関 威國議員 渡辺順子議員（議長）
4 傍聴議員	奥津勝子議員 片野哲生議員 高橋富美子議員 高橋英俊議員 坂田よう子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長 依田教育長 二挺木町民福祉部長 小嶋福祉課長 小島副課長兼地域福祉係長 植地高齢福祉係長 齊藤主査 宮代主事 福島教育部長 増尾子育て支援課長 齊藤保育園・幼稚園係長 岩本総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 加藤 和男
7 協議等の事項	<p>(1) 「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」について</p> <p>(2) 大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例について</p> <p>(3) 大磯町子ども・子育て会議の設置について</p> <p>(4) その他</p>
8 その他	一般傍聴 なし

- (1) 「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」について

福祉課からの説明概要は次のとおりである。

国の進める地域主権改革の一環として、平成 23 年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、介護保険法等で定められていた介護サービス事業の指定に関する事項や厚生労働省令で規定されていた介護サービスの基準等について平成 25 年 4 月から町の条例で規定することとなったため、新たに 2 条例を制定するものである。条例委任の主なもの、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等である。なお、地域密着型（介護予防）サービスとは、介護や支援が必要となった場合に住み慣れた地域での生活を支援するサービスであり、町民が利用するために町が事業者の指定、監督等を行う介護保険サービスである。

#### ◎主な質疑

問： この新条例における独自性とは、暴力団排除と記録保存期間の規定なのか。

答： 独自性の部分は、大磯町暴力団排除条例の規定の反映とサービス提供記録の保存年限を 5 年間とする 2 点である。

問： 1 点目は、介護保険条例に規定を組み込むことができないのか。条例の規定条文が多い背景は何か。2 点目は、独自の規定について他の規定は考えたのか。3 点目は、住民票のある町民しかサービスを受けることができないのか。

答： 1 点目については、基本的にサービスごとに人員配置などかなり細かい部分が規定されることから介護保険条例に組み込むことが難しいため、地域密着型に関する新条例を制定して細かい部分まで規定することとした。2 点目については、基本的には国の省令を引き継ぐが、独自性という点で安心して利用していただくために暴力団排除条例に関する規定を設けるとともに、介護保険料返還請求の問題解消を図るため資料の 5 年間の保存期間を設けた。3 点目については、地域密着型サービスは基本的には町民の方が対象となるが、大磯町に無いサービスについては、他自治体のところを利用できる契約を結ぶ事例もある。

問： 他自治体のグループホームなどの事業所に入所している町民の方は、継続して利用することはできるのか。

答： 基本的には継続して利用できると考えている。各自治体の条例は国の基

準を引き継いでおり、今までもこの基準により、サービスの利用に当たっては協議の上で受け入れている状況にある。

問： 説明資料 2 ページの地域密着型サービスの 8 つのサービスで、大磯町で実施しているサービスはなにか。また、実施していないサービスを今後どのように考えるか。

答： 大磯町には、認知症対応型通所介護（デイサービス）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）がある。また、指定地域密着型介護予防サービスについても同様に、デイサービスとグループホームがある。大磯町にないサービスについては、高齢者福祉計画の改定作業において住民ニーズを把握した中で、検討していきたいと考える。

問： 高齢者が多くなり施設になかなか入れない状況の中で、地域密着型サービスについては早いペースで対応していかなければならないと思うがどうか。

答： 高齢者が住み慣れた地域で生活していくことが目標であり、第 6 期計画策定準備の段階で調査を行い、住民ニーズや事業者の意見をしっかりと捉えていく。

答： この介護保険法改正における地域密着型サービスは、10 万人に 1 箇所程度を想定しているサービスもある。そのため、3 万人～4 万人規模の自治体単独では対応が厳しい部分もあり、広域での取組みについて保健福祉事務所と相談しながら考えていきたい。また、地域密着型サービスは、市町村が指定、監督するサービスであるため、住民ニーズや事業者の実態等を把握していきたい。

問： デイサービスの「こゆるぎの里」は、待機者が 100 人程いてなかなか利用できない状況であると聞いているが、今後の町の対応をどのように考えているか。

答： デイサービスの利用は、利用者の希望もあり、ケアマネージャーがサービス計画を策定する中で、数箇所を利用される方もいるし、施設入所の申込みを何箇所か掛け持ちされる方もいる。住み慣れた地域で地域密着型サービスを上手く利用するという観点からサービスの充実は必要であると考え、大磯町の人口規模では、サービス提供者が利用者数を十分確保できないという現実もあり、近隣自治体、管轄する保健福祉事務所と意見交換をしながら進めていきたいと考える。

## （2）大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

福祉課からの説明概要は次のとおりである。

町営住宅の整備は、公営住宅法に基づく「公営住宅等整備基準」により全国一律の整備基準となっており、町営住宅入居の収入基準、対象者の範囲も同法施行令を引用して大磯町営住宅管理条例に規定している。しかし、平成 24 年 4 月の

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い同法が改正され、全国一律で定められていた公営住宅の整備基準、入居者の資格について、国の基準や同法施行令を参酌した中で、事業主体である町が条例で定めることとなった。そのため、町営住宅管理条例の一部を改正し、新たに整備基準等を同条例に規定するものである。

条例の改正については、今までの国基準が基本的な基準を網羅していることから、国基準による整備基準については条例に総則など基本となる条文を規定し、敷地や住宅の具体的な基準は条例施行規則に規定したい。また、入居収入基準は現行どおりの金額とし、対象者の範囲についても現行どおりの内容を条例に規定したい。

### ◎主な質疑

問： 現行どおりの改正ということであるが、収入基準に従い、しっかりとし入居者判断の対応ができるのか。また、入居に当たっては契約書のようなものがあり、それに基づききちんと対応できるのか。

答： 今回の法改正は、国の基準を条例に具体的に定めるものであり、基本的に内容の変更はない。入居者については、収入確認を行い基準に従い入居していただいているが、基準を超える場合には手続きに従い対応する。また、入居する際に誓約書を提出していただいております、ルールに従い対応する。

問： 古い町営住宅に対しては、今回の公営住宅等整備基準の対応についてどのように判断するのか。

答： 古い町営住宅は、耐震性の基準等をクリアしていない状況にあるため、入居者には早い段階で退去をお願いしたいと思う。古い町営住宅は、今後、入居者が退去した場合には取り壊す考えである。

問： 1点目は、入居収入基準は、世帯主の収入なのか、同居している家族全員の収入合計なのか。2点目は、事業主体が公営住宅等の整備基準を定めるために条例改正するのであるため、第1条に趣旨は規定しなくてもよいのではないかと。

答： 1点目については、入居者、同居者を合わせた収入の基準である。2点目については、国土交通省令に規定する整備基準を町営住宅管理条例に加えるものであるため、整備基準の趣旨は規定しなければならない。

問： 資料の入居収入基準について、国では25万9,000円以下で入居できるとしているが、町は現状のままの額ということでよいのか。

答： 高齢者や障害者の方に対しては、25万9,000円までの基準を設けることができるようになったが、町としては低所得者を対象とした住宅施策という本来の趣旨を踏まえ、現状どおりの額（21万4,000円以下）としたと考えている。なお、神奈川県、近隣市町村も同様の考え方である。

問： 東町の町営住宅が残っているが、町営住宅ストック計画の見直しの進捗状況を確認したい。

答： 町営住宅ストック計画については、月京住宅への入居希望者全員が移住できたことにより、ストック計画の目標の1つである移転については達成できたと考えている。このストック計画は平成26年度が最終年度であるが、計画最終目標である69戸という住宅戸数については、修正による計画変更はできないために今回は修正を行わず、今後、新たな計画を策定する中で目標戸数も考えていきたい。

### (3) 大磯町子ども・子育て会議の設置について

子育て支援課からの説明概要は次のとおりである。

平成27年度の子ども・子育て関連3法の施行に伴い、子ども・子育て支援法第77条に基づき、子ども・子育て支援事業計画策定の審議を行うため、また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項と当該施策の実施状況を調査審議するために「大磯町子ども・子育て支援会議」を設置する。また、この会議は、子ども・子育て支援事業計画における子育て支援施策の実施状況の調査審議など、継続的に点検・評価・見直しを行う役割も持っている。「大磯町子ども・子育て支援会議」は、大磯町の附属機関として設置するため、本会議を大磯町附属機関の設置に関する条例を一部改正したい。

#### ◎主な質疑

問： 国で基本方針が作成されてから、この基本方針に沿って市町村が地域に合った事業計画案を策定するという事か。

答： まず、国で基本方針等を作成する。その後、国から方針等に基づき市町村で子育て支援事業計画を策定すべき内容が示されるため、その内容に基づき各地域におけるニーズに対応した必要なサービス提供を決定するという流れである。

問： 1点目は、大磯町次世代育成支援地域行動計画との関連、すみ分け等はどうになるのか。2点目は、計画策定に当たり、パブリックコメントを実施することになっているのか。3点目は、いろいろな事業実施に対する財源見通しは立っているのか。

答： 1点目の大磯町次世代育成支援地域行動計画は、時限立法として平成26年度までの計画である。今回の子ども・子育て支援事業計画は平成27年度からの実施であり、幼稚園、保育園、学童保育等の具体的内容の計画である。今のところ次世代計画に関する法律延長は未定である。2点目については、平成25年度にニーズ調査を実施する予定であり、パブリックコメントも必要になると考えている。3点目の財源については、国は消費税率の引き上げによる財源対応を考えているが、法律施行が平成27年度

であり、まだ不透明の部分がある。

問： 保育園への入所については、直接、保護者と事業者との手続きとなることを心配する。今までどおり社会的に自治体の子育てを支える見通しはどうか。

答： 法律上、保護者が利用したい施設と契約することとなるが、町も支援する立場で関与、調整する必要があると考えている。

問： 子ども・子育て会議の委員構成で、教育・保育等の関係者、保健福祉関係者とあるが、どのような人を予定しているのか。また、学識経験者等も考えているか。

答： 教育・保育等関係者については、幼稚園、保育園等の経営者を考えている。福祉関係者については、児童相談所、平塚保健福祉事務所など県の機関を考えている。また、学識経験者については、町長が必要と認める者の中で想定している。

#### (4) サンキッズ大磯改築工事について

子育て支援課からの説明概要は次のとおりである。

サンキッズ改築工事は、平成 24 年度、平成 25 年度の 2 ヶ年計画である。当初計画では、構造が鉄骨造 3 階建、予定定員 120 人、町負担額は平成 24 年度が 4,000 万円、平成 25 年度が 1,046 万円の合計 5,046 万円、県負担額は平成 24 年度が 8,000 万円、平成 25 年度が 2,092 万円の合計 1 億 92 万円であったが、構造の鉄筋コンクリート造 3 階建への変更により、町負担額及び県負担額の平成 24 年度分を平成 25 年度に繰越し、平成 25 年度の町負担額を 5,046 万円、県負担額を 1 億 92 万円とした。また、計画定員は 120 人で変更はないが、1 人当たり必要面積による受け入れ可能園児数は 139 人である。建物の利用は、1 階に乳児室、ゼロ歳児と 1 歳児、事務室、調理室、一時保育室など、2 階に保育室（2 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児）、3 階にフリースペース、屋上（西側外階段使用可能）である。なお、改築工事に係る住民説明会が 12 月 1 日に開催され、津波の関係、保育所の定員、日影などの質問があった。

#### ◎主な質疑

問： 3 階のフリースペースの使用目的は何か。待機児童の問題等のための保育園児数の確保、近隣住民のための避難ビルとしての物資備蓄スペースなどの考えはあるか。また、学童保育を行う考えはあるのか。

答： フリースペースは遊戯室などを想定している。待機児童については、職員配置等経営上の問題もある。備蓄について想定はしていないが、指定避難ビルについては対応してもらえると考えている。また、学童保育の話は現時点ではない。

問： フリースペースは保育発表会などに使用することもあると思うが、町が補助していることから、地震、津波に対する避難・救援物資の備蓄など周辺住民に還元できる方策を考える必要があるのではないか。

答： 保育園機能は2階までで確保できるが、東日本大震災発生後の津波対策も踏まえ、鉄筋コンクリート3階建に変更した。3階スペースは園児の利用も含めて考えている。

問： 住民説明会には何人参加したのか。また、津波に対する避難として県、町が津波タワーなどを考える中で、フリースペースの利用価値をどのように考えているか。

答： 住民説明会の住民側出席者は3名であった。事業主はサンキッズとなるが、建物は3階建により津波に対する一時的な避難場所として利用できるという話をしている。フリースペースについても通常は遊戯室として使用されるが、災害時の一時的な避難場所としても位置づけられる。近くに避難場所として大磯高校があるが、津波に対する園児等の避難異動時間等を踏まえ3階建としている。

問： 東日本大震災後に町、県の補助により建設する建物であるため、町として地域住民の一時的避難、避難動線など避難計画も含めた中で建物を考えなければならないと思うがどうか。

答： サンキッズ大磯の改築は当初2階建計画で進められていたが、東日本大震災の発生により、園児等の十分な安全確保を判断した中で、強固な鉄筋コンクリート造3階建に変更された。

答： フリースペースは、園児の保育発表会などのための使用もあるが、今後、避難場所としての利用について事業者と詰めていかなければならないと考える。

問： 延べ面積が当初計画に比べ、変更計画では275平方メートル縮小されているが、どの部分が縮小されたのか。保育室、乳児室の定員数とそれへの影響はあるのか。また、当初計画の床暖房は設置されるのか。

答： 当初の園舎を一部解体しながら建設する計画から、現在の園舎を使いながら建設を進め、建設完了後に現在の園舎を解体するという計画に大きく変更したことで、ロッカー室、休憩室、遊戯室などの部分が見直されている。保育室、乳児室の変更はなく、ゼロ歳児が14名、1歳児が20名、2歳児が24名、3歳児、4歳児、5歳児が各27名の最大139名定員である。また、床暖房を設置する計画に変更はないと思う。

問： 計画変更により鉄骨から鉄筋に構造変更した場合に、建築費用が増額となると思うが、事業者負担等も含めた総額に変更がない理由はなにか。また、住民説明会における内容と意見書の提出について、園長が近隣住民宅へ訪問して対応したということだがその状況はどうか。意見書の提出先は都市計画課となるが、どのくらいの意見書が提出されたか把握しているか。

答： 補助金については、本体工事費、解体費用、設計料を対象とした補助基準単価が決まっている。今回の本体工事費補助限度額は1億8,700万円であり、解体費用484万円、設計料の加算の3項目で、それを国（県を通して交付）が2分の1、町、事業者が4分の1ずつ負担することとなり、限度額を超えた事業費については事業者負担となっており、総事業費は約3億8,000万円と聞いている。住民説明会後の対応については、事業者側で園長を通して関係資料とまちづくり条例に基づく意見書用紙を近隣住民に持参して、内容の説明をしたと聞いている。また、意見書は、1件提出されたと聞いている。

問： 津波を想定した避難ビルとして、震災後の耐震基準を国で検討している中で、それを想定した耐震設計となっているのか。

答： 耐震基準については、国における見直しの動きはあるが、現在の耐震基準において最大限の対応をしていくと聞いている。建物の設計についても、津波の力を弱めるなど津波に対処できる設計を考えているとのことである。

問： 国の厳しい基準が示された時点で建設することは考えられないのか。また、保育園の建設場所について危険ではないことを保護者等に知らせる必要があるのではないのか。

答： 建設工事は、変更計画により1年遅れている状況にある。国庫補助金の関係もあり平成25度に完了しなければならないため、国の新基準を待つことは難しいと考える。また、建設場所については、保護者説明会でも意見として出たが、他の町有地等を検討したが難しいことから、現在の場所での建て替えとした。そのため、今の耐震基準において一番、安全・安心を確保できる方法として、事業者側の計画変更により鉄筋コンクリート造3階建とした。

問： 保護者からの建設場所に対する不安意見等もある中で、保護者説明会はどのように行われたのか。

答： 保護者説明会は、まず、平成24年1月21日に、安全性という点から鉄骨造2階建計画を3階建計画に変更したことの事業者主催の説明会を住民説明会と合わせて行っている。その後、事業者説明会時の建設場所を心配する保護者意見を踏まえ、町主催の保護者説明会を開催した。説明会では、不安であるため場所を変更してほしいという意見もあったが、現実的に町有地等の代替地がなく移転が難しい状況では、早く現在の場所に安全が確保される建物の建設を進めてほしいという意見であった。事業者も保護者意見等を踏まえ、より強固で安全性を確保できる鉄筋コンクリート造3階建に計画変更し、平成24年12月6日に保護者説明会を行ったという状況である。

問： 保護者が保育園に子どもを預けている間、災害に対する保護者の不安を



解消する方法をどのように考えているか。

答： 現在、サンキッズ大磯は平屋であるため、津波の避難方法については、マニュアルが出来ており、保護者への説明もされていると思う。現時点では保育園において毎月、避難訓練を行っており、保護者会議において対応を知らせるとともに、災害時における体制も出来ていると思う。

問： 建設する保育園を津波避難ビルとして指定するのであれば、県の津波被害想定などを参考として、建設場所で想定される津波の高さをもう少し整理した中で、きちっと説明したほうがよいのではないか。

答： 保護者の不安を解消するため、事業者として大磯町で想定される津波の最高値（9.15m）を考慮して3階建を計画した。

以上、質疑終了後に委員から、計画の変更前と変更後の内容が確認できる資料提出の要求があり、委員会として町側へ資料提出を依頼した。

(5) その他

その他、委員からの意見はなかった。